

令和3年11月10日

令和3年度第8回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年11月10日（水曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和3年11月10日（水曜日） 午後1時59分

4. 議案

- 議案第237号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第238号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第239号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第240号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第241号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 報告第156号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第157号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第158号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第159号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	4番 大柳 建秀
5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志	8番 齊藤 光朗
9番 澤田 今日一	10番 堤 武久	11番 豊川 明子
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

3番 一戸 昭憲	7番 窪寺 洋志	12番 長野 英雄
----------	----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 忠則
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	12番 芥藤 直美
13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸
16番 天内 輝明	17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

19番 細川 隆雄		
-----------	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	加藤 文 男	事務局 次 長	竹 内 芳
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	長谷川 亘	主 幹	工 藤 武
主 査	山 内 武 志		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、青森市農業委員会令和3年度第8回月例総会を開会いたします。
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中15名が出席しております。なお推進委員の方は18名が出席しております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたとおり、過半数以上の委員が出席しておりますので本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は起立せずに挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて議長の許可を得てからとなりますのでよろしくお願いいたします。また、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってからご発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。18番安田昌樹委員、19番山田正樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（福士修身会長）
異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 237 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 4 件、賃借権設定が 2 件、使用貸借権設定が 1 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しております。

個別の内容については議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。申請事由について所有権移転申請番号 265 番、266 番は譲渡人及び譲受人それぞれが所有する農地の交換による所有権移転であります。その他の所有権移転は、譲渡人については、労力不足及び子への贈与、譲受人については、経営規模の拡大及び親からの贈与のためという理由でございます。また、賃借権設定申請番号 248 番は、賃借人の経営規模拡大のため所有者が借受の申し出を受けたことによるものです。続く賃借権設定申請番号 249 番、使用貸借権設定申請番号 44 番は、貸人は労力不足、借人は新規就農のため、または自作地拡張のためという理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

それでは、3 ページ目の申請番号 249 番を審議しますが、●●●●さんは新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

●●さん、ご苦勞様でございます。まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

みなさんこんにちは、●●と申します。この度農業者として発起したいと思ひまして申請をさ

せていただきました。前職が農産加工の仕事をしており、果樹、りんご等の加工をやらせていただいたのですが、この度独立しまして、農業から加工までの仕事がやりたいという思いで申請させていただきました。

(豊川明子委員 遅れて入場)

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。それでは、●●さんにこれからどのようにして農業を経営していくのか等をお聞きいたしますのでよろしく願いいたします。質問、意見のある委員は述べてください。

ご質問ある方、どなたかございませんか。はい、秋谷委員どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん、大変ご苦労様です。基本的に新規就農者大歓迎ですので、そういう立場からお尋ねします。それでは、2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、お住まいが弘前市ですが、今回借りる場所が浪岡です。これはどういう関係で浪岡に農地を借りることとなったのでしょうか。

2点目は、これからにんにく栽培を行うということでございますが、●●さんご自身、何が一番重要だと考えているのか、それをお知らせ願いたいと思います。以上2点でございます。

○●●●●氏

1点目でございますけれども、個人企業として事務所を設置している場所が藤崎でございます、実家も藤崎です。今は親の介護をしております弘前に籍があるのですが、住んでいるのは藤崎です。それで、差し当たって住所が弘前ということでございます。

2点目、なぜ浪岡の農地なのかということなのですが、現在加工の仕事をさせていただいている場所が浪岡の北中野にある農協さんの跡地であり、にんにく関連のお手伝いしているという関係でそこを拠点として栽培したいという旨の理由でございます。にんにくの栽培に関しては、非常に難しいと思っており、知り合いのところで収穫から作付けまで、植え込みまで全て体験させていただいて実際のところ大変だなと感じました。にんにくの種も準備しないといけません。加工をメインで行うのですが、原材料がとても高く高騰したり下落したりを毎年繰り返す中で、自分で作って加工しなければならないと感じたというのも動機の一つです。ですので、まずは自分で栽培して、それを加工したいという思いに至って申請しました。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

知り合いが浪岡にいるから、その知り合いの方を通して借りることになったということでしょうか。

○●●●●氏

そういうことです。

○1 番（秋谷進委員）

にんにく栽培が非常に難しいとご承知のようでございますが、連作障害に気がつけた方がいいと思います。大概3年くらい同じ畑に作れば、連作障害が起こります。収量が一気に落ちますので、出来れば輪作できるような、例えば、回せるような感じで畑を広げていって栽培を頑張ってもらえばよいと思います。また、非常に病気が発生しやすい作物でございます。もし、栽培技術でお困りごとがあれば、弘前であれば中南地域県民局に農林水産事務所がありまして、栽培技術のアドバイスができる部署がありますので、栽培で困ったことがあったらそこにお尋ねされてはいかがでしょうか。弘前市の公園の近くです。もし時間と暇があれば、津軽にもにんにくを大規模にやっている方が結構いますので、勉強に行かれたらよいと思います。以上です。

○●●●●氏

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方いましたらどうぞ。

○7 番（山内洋一推進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい。山内推進委員。

○7 番（山内洋一推進委員）

7番の山内といいます。今、にんにくは大変だとお聞きしますが、この面積を1人で耕作出来るのでしょうか。営農計画書を見ると雇用労賃はゼロ。それから、労力の状況は1人と書かれており、5反歩を一人で耕作することは難しい作物ですので、私の考えだと無理だと思います。

それから、出荷先にその他とありますけれど、その点をもっと詳しく教えてください。

○●●●●氏

最初でございますので、親戚等に手伝いをお願いして1年2年試そうかと思っております。営農して見えてくる部分もありますし、初めてなものですから1年1年手探りでやっていくような状況の中で、人の手配については親戚縁者をお願いするつもりで声掛けしている状況でございます。

直販という部分で考えますと、あくまでも生果の流通ではなくて加工用として考えておりますので、前職で取引した実績のある百貨店等にも、加工したものを全部回して出荷したいと考えております。

○7番（山内洋一推進委員）

それで営農するということですが、1年目と2年目、5年目の支出が全て同じです。こういうことは絶対にあり得ないと思いますけれど、その点はどのようなのでしょうか。

○●●●●氏

差し当たっての数字は指導していただいている方のご指導の下に作成したものでありまして、実際やっていく中で1年2年3年、畑の規模に応じての数字ということでご助言いただいて示した数字ですので、それに近づけていくような農業をしていきたいと思っております。

○7番（山内洋一推進委員）

はい、わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。本日はご苦勞様です。2点ほどお伺いします。今お話した中では生食ではなく加工に力を入れて加工販売するとのことでした。加工の販売に関しては経験があると言っていましたけれど、収支計画を見れば加工賃が掲載されておりません。●●さんは元々自営業ですよね。本来、自営業であれば加工賃が生産費の中の3分の1くらいかかると思います。にんにくの場合は黒にんにくや醤油漬け等があると思いますが、それが計上されていません。その点をどう考えているのでしょうか。

もう1点、1年目と5年目の収支計画を見ると、常ににんにくの種芋を買う計画ですが、自分で作付けしたものを種芋に回すという考えはないのでしょうか。1年目はそう採れないと思えますけれど、私の知っている人は1年目、2年目で種芋を色々植えて、加工して営農しております。また、5反歩で10a当たり10万円というのは種芋の価格が低いのではないのでしょうか。もう少し費用がかかると思います。種芋の場合、80万円くらいかかると聞きましたけれど、その点はどうか

なのか教えていただけますか。

○●●●●氏

最初の取り組みですので、小さい種をメインに集めてみたいということと、大きい種を目指すというよりは、小さくても加工用に特化した商品を作るということを念頭に置いており、それを自分の自営業に全て卸して加工するという考え方ですので、ここでは加工に関わる利益等は一切記載しておりません。

○議長（福士修身会長）

安部委員、よろしいですか。

○2番（安部浩一委員）

種芋の話はいいですけど、加工賃に関しては。最初だから購入するということでしょうか。

○●●●●氏

最初は購入します。

○2番（安部浩一委員）

そうすれば5年目もそれは想定していないので、そのままということですか。1年目はいいと思いますが、5年目の計画書については、少なくとも5年となれば、充分実績なりある程度目安がつくと思います。その際にも加工賃は予算の中に盛り込まれないということですか。どこかで加工賃を吸収しているということですか。

○●●●●氏

加工賃については、自社で加工して、一般利益で処理するという考えです。営農しているうちに少し修正が出てくるかもしれませんが、あくまでも生果で売るのではなく、全て100%加工で自社消費するというイメージです。

○2番（安部浩一委員）

そうすれば、自社で生産した分を加工するということですか。それであれば、設備投資はどこに計上されるのですか。

○●●●●氏

計上は自社で。要は、自営業の会社で計上します。これはあくまでも営農としての収支で考えました。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

はい、成田委員。簡潔にお願いします。

○14 番（成田貴吉委員）

私も吉内地区でりんごを作っている成田といいます。これからよろしくお願いします。先ほど農協の跡地の加工場でお仕事をしているとお話しされたと思うのですが、これは農業生産法人合同会社りんごの煌めきさんでしょうか。

○●●●●氏

そうです。

○14 番（成田貴吉委員）

わかりました。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にご意見のある方いませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日は大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

○●●●●氏

本日はありがとうございました。失礼します。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

はい、安田委員。

○18 番（安田昌樹委員）

18 番安田です。事務局にお聞きします。何度かにんにくの新規就農いらっしゃると思いますが、ご存知の通り浪岡地区では過去にトラブルがありました。会長もご存じでしょうけれど、その辺の注意事項は●●さんにはしっかりと伝えていらっしゃるのでしょうか。●●さんの責任者のような存在である●●さんには私からは強く伝えておきましたので、事務局からは伝えているかどうかという点です。

○分室長

今回は周囲にりんご畑が無い場所ですけれども、申請者には農薬を散布する際は周囲に十分気をつけるようお話をさせていただいております。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。他にご質問ある方いましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 238 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、浪岡地区での農地転用を目的とする農地法第 5 条の転用許可申請が 1 件です。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づきご説明させていただきます。申請番号 85 番案内略図①で申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人は記載のとおり、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が案内図、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が土地利用計画図、7 ページ目が農地転用計画書です。こちらには、転用の目的のほか、申請土地を

転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、転用する面積を必要とする理由等が記載されております。続いて、8 ページ目が土地の登記簿謄本、9 ページ目は今回の土地選定に至った経緯が記載されております。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず 1 点目、立地基準については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は原則農地転用不許可ですが、不許可の例外として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであって、この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるものというものがあります。今回は、女鹿沢字西増田の集落に接続するものであり、かつ、駐車場として利用する目的、条件に合致した土地がなかったとのことであり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 239 号、240 号及び 241 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 3 件の合計 7 件でござ

います。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページ目から 6 ページ目、利用権設定の案が 7 ページ目に記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 240 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対しての意見も求められています。

また、8 ページ目からの議案第 241 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地で、今回は、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対してのみの意見を求められています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

次に、報告第 156 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出が 2 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）
次に、報告第 157 号を議題とします。事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 12 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）
次に、報告第 158 号を議題とします。事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 5 件でございます。

○議長（福士修身会長）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）
次に、報告第 159 号を議題とします。事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で4件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

続いてその他に移りますが、事務局から何かありますか。

（2021年の県産米概算金の引き下げに対する要望に関する県内市町村の状況についての報告）
（次回の月例総会は12月10日（金）午後1時から柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡）

（工藤隆正推進委員から筆界未定地に関して農地法第3条の許可申請が可能かどうか質問
→関係機関に確認して、次回の月例総会で報告をする）

（工藤隆正推進委員から、全国農地ナビの情報更新について質問
→各市町村の農業委員会が権利情報を入力し更新しているが、地図の更新は保留状態である）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和3年度第8回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ありがとうございました。